

## 第9回総会 令和6年2月29日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、2月の業務報告をいたします。

### ————報告、業務報告————

局長 今回は、公共工事に伴う農地の一時使用届が1件、提出されていますので報告します。

土地の所在：大字茶臼原字〇〇番1外2筆、地目・田、面積1,134m<sup>2</sup>、使用面積も1,134m<sup>2</sup>。所有者の住所・氏名：大字〇〇・〇〇。場所は、茶臼原の〇〇から南へ約100mのところにある農地です。申出人の住所・氏名は、高鍋町・九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所。発注者も、九州農政局一ツ瀬川農業水利事業所。工事名：〇〇。使用目的：工事用道路用地他、使用期間：令和6年2月20日から令和9年3月31日までとなっています。地元の〇〇委員も現地確認いただいております。

局長 また、相続届出6件、使用貸借合意解約3件、賃貸借合意解約20件が提出されておりまので併せてご報告いたします。

これから、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から令和5年度第9回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員16名 推進委員16名、合計32名の出席であります。本日の議案件数でありますと、7件を提案しております。

議長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。15番〇〇委員、31番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第38号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第38号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページの通り申請件数は2件であります。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

8番 今回は24番〇〇委員と私(8番〇〇委員)が会長の命を受けまして、2月19日、午前8時40分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第4条2件、農地法第5条5件の現地調査を行いました。尚、非農地証明調査には、6番〇〇委員、30番〇〇委員にも同行いただきました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

24番 農地法第4条の1番について説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で、〇〇の南東約300mのところにある農地です。この農地は申請人の父より相続したものですが、東側の里道(赤道)とあわせて、数十年前より進入路として利用していたもので、違反転用を是正するための申請です。詳細は始末書が添付されておりますのでご確認ください。申請地は東側は道路、西側は農地、南側は市道、北側は宅地となっています。雨水は自然浸透により排水します。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされており、同意も得ております。申請地は農地の広がりが10ha以上の第1種農地となりますが、集落に接続していることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

8番 農地法第4条の2番について説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で、

〇〇から東へ約500mのところにある農地です。この農地は申請人が相続するにあたり、農地であることが判明したものです。申請地は条件が悪いため、昭和30年代に申請人の父が杉を植林したものであり、違反転用を是正するための転用申請です。顛末書が添付されておりますのでご確認ください。申請地は東側は山林、西側は山林、南側は山林、北側は本人所有の農地となっています。雨水は自然浸透により排水します。申請地は農地の繋がりが10ha未満の第2種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第39号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたしました。事務局の説明を求めます。

局長 議案第39号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書2  
～3ページの通り申請件数は5件であります。

議長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

24番 農地法第5条の1番について説明します。申請地は穂北地区の〇〇集落で、  
〇〇から北へ約100mのところにある農地です。渡人が露天駐車場を設置し、  
受人5名へ使用貸借により貸付するために申請されたものです。申請地は渡人  
が親より相続した農地で、現況が荒れた状態で苦情もあり、早く解決するため、  
整備ならびに利用を計画したもので、違反転用状態を是正するための申請です。  
始末書が添付されておりますのでご確認ください。申請地は東側は宅地、西側  
は市道、南側は市道、北側は宅地となっています。雨水は自然浸透及び排水枠  
の設置により南側側溝へ排水します。転用する土地の周辺関係者等への説明も  
なされており、同意も得ております。申請地は農地の繋がりが10ha未満の第  
2種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆さまのご  
審議をよろしくお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

32番 受人が5名書かれていますが、どういうことでしょうか。

事務局 申請目的が露天駐車場の設置であり、近隣に住む5名が使用貸借により共同  
利用するということで、受人がその5名となっております。

議長 ほかにありませんか。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 農地法第 5 条の 2 番について説明します。申請地は穂北地区の○○集落で、○○の南東約 300m のところにある農地です。第 4 条 1 番の隣接地になります。申請人が母である渡人より贈与による所有権移転を受け一般個人住宅を建築するために申請されたものです。申請地は東側は道路、西側は墓地、南側は市道、北側は渡人の農地となっています。雨水は自然浸透と排水枠の設置により排水します。生活排水は合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。土砂の流出につきましては、周囲にブロックを設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされており、同意も得ております。申請地は農地の広がりが 10ha 以上の第 1 種農地となります。集落に接続していることから、許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 合併浄化槽から排水路に流すということですが、ここに排水路はありましたでしょうか。

事務局 南側の市道を隔てて排水路がありますので、そちらに流すということで、現地で確認しております。

議 長 ほかにありませんか。

(委員なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 3 番について特別調査員の報告をお願いします。

24 番 農地法第 5 条の 3 番について説明します。申請地は妻地区の○○集落で、○○の南西約 150m のところにある農地です。申請人が渡人より使用貸借により借り受け、長屋住宅を建築するために申請されたものです。申請地は東側は市道、西側は国道、南側は道路、北側は県道となっています。雨水はブロックを設置し、南側の排水路に流します。生活排水は下水道を利用します。土砂の流出につきましては、周囲にブロックを設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされており、同意も得ております。申請地は公共投資のない小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 4 番について特別調査員の報告をお願いします。

8 番 農地法第 5 条の 4 番について説明します。申請地は妻地区の○○集落で、○○の南西約 150m のところにある農地です。第 5 条の 3 番と同一カ所であります。申請人が渡人より使用貸借により借り受け、個人住宅敷地を拡張し、物置を設置するために申請されたものです。申請地は東側は渡人の農地、西側は宅地、南側は渡人の農地、北側は県道となっています。雨水は自然浸透により排水します。土砂の流出につきましては、周囲にブロックを設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされており、同意も得ております。申請地は公共投資のない小規模の農地の集団であり、第 2 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件は 3 番でご審議いただいた長屋住宅の建築によって、既存の住宅が長屋に変わることで、隣接する申請人の住宅の駐車場及び物置が不足することとなるため、敷地を拡張し対応するための申請です。

議 長 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 5 番について特別調査員の報告をお願いします。

24 番 農地法第 5 条の 5 番について説明します。申請地は妻地区の○○集落で、

〇〇の南、約 50m のところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け、駐車場・資材置場を建設するために申請されたものです。申請地は東側は宅地、西側は宅地、南側は宅地、北側は市道となっています。雨水は自然浸透により排水します。土砂の流出につきましては、周囲にブロックを設置し防ぎます。転用する土地の周辺関係者等への説明もなされております。申請地は農地の繋がりが 10ha 未満の第 2 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は〇〇万円であります。

議 長 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 40 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたしました。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 40 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 4~5 ページの通り、申請件数は 6 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事

項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議長 1番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11番 1番を説明します。今回の申請は三財地区の渡人から、三財地区の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は○○から南西へ約200mのところにある農地です。すでに受人は申請地を借受け、隣接する自分の農地との畦を取り払い一体的に利用しております。受人は專業農家で、ピーマン、水稻を作付けされています。農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に2番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7番 2番を説明します。申請地は三納地区の○○の周辺と○○の周辺にある農地です。受人は渡人の孫にあたり、贈与による所有権移転となります。受人はナス、水稻を作付けされています。農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 2番の説明がありましたが、〇〇委員が受人に関する案件であります。農業委員会法第31条の規定により議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 3番を説明します。申請地は三納地区の〇〇の東側にある農地です。奈良県の渡人から三納地区の受人への贈与による所有権移転となります。渡人は奈良県にお住まいで、家を処分され、農地も処分したいとのことで、受人へ贈与することとなりました。受人はハウスきゅうり、水稻を作付けされています。農業に必要な機械は一式そろっております。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 4 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 4 番を説明します。宮崎市の渡人が農地を売りたいと事務局に相談され、既に申請地を借受け、耕作されている三納地区の受人へ、売買による所有権移転を行うこととなりました。申請地は三納地区の〇〇集落にある農地です。受人は WCS を約 25ha 作付けされています。農業に必要な機械は一式そろっています。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額で〇〇万円です。

議長 説明がありました 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 5 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

31 番 5 番を説明します。申請地は〇〇の南側道路を隔てたところにある農地です。妻地区の渡人から、穂北地区の受人への売買による所有権移転となります。〇〇を規模拡大するための取得です。農業に必要な機械は一式そろっています。

周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は 10aあたり〇〇万円です。

議長 説明がありました 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に 6 番について地元委員が私ですので、確認事項を説明します。

16 番 6 番を説明します。申請地は穂北地区〇〇集落より南へ約 300m のところにある農地です。穂北地区の渡人と、穂北地区の受人は親子であり、贈与による所有権移転となります。申請地には受人がきゅうりを作付けしており、全部でハウスきゅうりを 40a 作付けされています。農業に必要な機械は一式そろっています。周辺の作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。

皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 説明しました 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 41 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認について、事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 41 号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による承認につきまして、説明します。全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件については、耕作または養畜の事業を行い、常時農作業に従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、令和 6 年 3 月 5 日を予定しております。

まず、所有権移転分として、議案書 6~9 ページのとおり 7 件であります。

議 長 7 件の議案のうち、申請番号 3 番は〇〇委員が受人に関する案件でありますので、3 番を除く 6 件の議案について、一括して審議をお願いします。  
発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 それでは、申請番号 3 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇

○委員の退席をお願いします。

(○○委員 退席)

議 長 それでは、3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に、賃貸借設定分として議案書 10 ページのとおり 2 件であります。

議 長 説明がありました 1 番から 2 番について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 42 号農用地利用集積等促進計画の承認についてを提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 42 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書 11 ~ 36 ページのとおり 42 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管

理事事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議長 説明のありました42件の議案のうち、申請番号1番は〇〇委員が受人の案件、申請番号36番、37番は〇〇委員が受人に関係する案件、申請番号38番は〇〇委員が受人の案件でありますので、1番と36から38番を除く38件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 それでは、申請番号1番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

議長 それでは、1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号 36 番、37 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により○○委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、○○委員の退席をお願いします。

(○○委員 退席)

議 長 それでは、36 番、37 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号 38 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により○○委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、○○委員の退席をお願いします。

(○○委員 退席)

議 長 それでは、38 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 43 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたし  
ます。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 43 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたし  
ます。今回の非農地証明交付申請は、議案書 37 ページの通り 2 件であります。

議 長 1 番について地元委員の説明を求めます。

6 番 1 番について説明します。申請地は三納地区の○○集落の○○の北側約 100  
m のところにある農地です。申請人が所有している農地ですが、10 年以上耕  
作されておらず、将来的にも農地として使用することが困難であります。また、  
農用地区域内でもなく、公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもない  
ことから非農地判断事由 4 に該当すると判断しました。現地確認しても猪も鹿  
も通らないような場所でした。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 2 番について地元委員の説明を求めます。

30 番 2 番について説明します。申請地は都於郡地区の○○集落にある農地です。  
今回の申請地は申請人が所有している農地ですが、2018 年の台風により、杉

などの倒木や土砂の流入があり、農地としての利用が困難になり、そのままになつておりました。自然災害による災害地等で農地として復旧が著しく困難な土地であることから非農地判断事由2に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議長 議案第44号農地等利用最適化の推進施策に関する意見書（案）の承認についてを提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第44号農地等利用最適化の推進施策に関する意見書（案）の承認については、担当者より説明致します。

事務局 担当者説明。

議長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認決定しました。

議長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

---

協 議 会

---

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 3 時 50 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

---

会 長

---

---

15 番

---

---

31 番

---